

## 裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 平成24年10月10日(水)午後3時から同5時まで

2 場所

宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

司会者 綿 引 万里子(宇都宮地方裁判所長)

裁判官 井 上 豊(宇都宮地方裁判所刑事部総括判事)

検察官 鶴 田 友 紀(宇都宮地方検察庁検事)

弁護士 浅 木 一 希(栃木県弁護士会所属)

裁判員経験者

1番 男性(平成23年12月に殺人等被告事件に関与)

2番 男性(平成24年4月に現住建造物等放火未遂等被告事件に関与)

3番 女性(平成24年4月に現住建造物等放火未遂等被告事件に関与)

4番 男性(平成24年4月に現住建造物等放火被告事件に関与)

5番 男性(平成24年5月に強盗致傷等被告事件に関与)

6番 女性(平成24年5月に現住建造物等放火被告事件に関与)

7番 男性(平成24年5月に現住建造物等放火被告事件に関与)

4 議事要旨

(参加者の自己紹介)

司会者

ただ今から裁判員裁判に関する第3回目の意見交換会を開催します。本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、宇都宮地裁所長の綿引と申します。私が司会ということで進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、今日の参加者の自己紹介をさせていただきます。まず、法曹三者の方から自己紹介をお願いします。では、井上裁判官お願いします。

## 裁判官

宇都宮地裁で裁判員裁判等を担当して、裁判長を務めております井上と申します。今回お集まりの裁判員経験者の方のうち、4人の方とは一緒に裁判員裁判をしたという経験がございます。そのほかの方も含めて、ぜひ今日は、今後の宇都宮の裁判員裁判、どうやったら良いものになっていくのかということについて忌憚のない御意見を伺いながら、今後の裁判の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 検察官

宇都宮地検の検事、鶴田と申します。

この4月から裁判員裁判に専従していて、井上裁判長の法廷の立会検察官ですので、同じく4名の方とは面識があります。よりよく、分かりやすい裁判員裁判を目指して、今日は皆さんの忌憚のない御意見を聞けるということで楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

## 弁護士

栃木県弁護士会の刑事弁護センターで副委員長を務めております浅木と申します。よろしくお願いいたします。

裁判所、検察庁に比べまして、弁護士会はいろんな人が弁護人を務めるということで、皆様に参加された裁判員裁判に弁護人として出席した者が今日は出席できませんでしたが、会全体として情報の共有の中で、よりよい裁判員裁判の弁護活動をしていきたいと思っておりますので、今日はいろいろ御意見を参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 司会者

御参加いただきました裁判員経験者の方については、担当されました事件について私の方から簡単に御紹介させていただきます。

1番の方は、男女共犯の殺人等の事件で、主犯格の男性被告人について、去年の12月、4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

2番と3番の方は同じ事件を担当していただいたのですが、今年の4月に、被告人の実父の住居である現住建造物に放火をした事件で、5日間の日程で裁判員を経験していただきました。

4番の方は、今年の4月に、交際相手と一緒に居住していた自宅に放火をした事件で、4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

5番の方は、明け方の、いわゆる押し込み強盗。強盗致傷の事件で3日間の日程で裁判員を経験していただきました。

6番と7番の方も同じ事件を担当していただき、今年の5月に、被告人の実父の住居への現住建造物放火ということで、4日間の日程で裁判員を経験していただきました。

いずれもこのような重大な事件で裁判員を経験していただきました。特に今回は放火事件を担当された方が多いですね。宇都宮は、全国的にみても、放火が裁判員対象事件になっているケースが多いという傾向が、この意見交換会でも出ております。

この意見交換会の趣旨を簡単に説明させていただきますと、裁判員制度が発足して今年の5月で丸3年になり、この宇都宮でも、昨日までの時点で86件の裁判員対象事件の起訴がされまして、その間、皆様の献身的な御協力のおかげで、71件の判決がされ、1件が被告人死亡による公訴棄却の決定ということになっていますので、72件が終局しております。その間、裁判所でも、検察庁、弁護士会でもそれぞれ試行錯誤を重ねながら、何とか運用を少しでもよいものにしていきたいと努力しているところですが、そのための一助として、この意見交換会を開催するようになりました。昨年に第1回を開催しまして、今年の4月に第2回を開催いたしました。この意見交換会では、今まで2回とも、本当に皆様から非常に率直な御意見、御感想をいただくことができ、それが今後の裁判員裁判の改善につながる大きな材料になると感じております。

ちょうど3年を迎えて、今、裁判員裁判の見直しの時期にもかかっておりますの

で、ここでの皆様の御意見が、そうした見直しの動きにも大きな影響を与えるもの  
と思います。今日は是非とも遠慮なくお話をいただきたいと思います。

(裁判員を経験しての感想)

司会者

これからお話を伺っていきますが、特に今回の意見交換会では審理がどうだった  
んだらうか、というところを伺っていきたいと思います。例えば調書の朗読が長く  
て眠くてたまらなかったとか、証人尋問の質問と答えがかみ合わなくて分からなか  
ったなどの、御批判でも何でも結構です。検察官のあそこがよかった、検察官のあ  
そこが悪かった、弁護士さんのあそこがよかった、あそこが悪かった、裁判官のあ  
そこがよかった、あそこが悪かった、そんな御批判もどんどん言っていただいたら  
と思います。それがこれから制度をよくしていく何よりの糧になると思いますので、  
どうぞ御遠慮なく御意見をおしゃっていただきたいと思います。

今日は、裁判員裁判に関わっています裁判官、検察官、弁護士の方がおられます  
ので、当時のことについては、あそこはどうだったんですかというような御質問を  
いただいても結構だと思います。もしかすると、皆様の御発言に対して、法曹三者  
の方から御質問を差し上げることもあるかと思いますが、この意見交換会が有  
意義なものになるかどうかというのは、皆さんが率直にお話しただけかどうか  
ということにかかっていますので、どうぞ遠慮なさらずに、緊張なさらず、自由に  
お話いただけたらと思います。

では、まず意見交換会を始めるに当たりまして、皆さんお一人お一人から、裁判  
員を経験しての感想を一言ずつ伺わせていただけたらと思います。裁判員に選任さ  
れたときの気持ちですとか、法廷での審理で感じたことですか、評議で感じたこ  
とですか、裁判員を経験してみて自分の生活がこんなふうに変ったというふう  
なことですか、何でも結構ですので、1番の方から一言ずつお願いできたらと思  
います。

1番

裁判員候補者に選ばれて、当日こちらの裁判所に来まして、まさか選ばれるとは思っていませんでした。実際に選ばれ、裁判の内容は、殺人事件でしたが、そういう大きな犯罪について全然知識もない私にできるのかと、初めは思っていました。4日間通して、詳しく、分かりやすく説明していただき、自分なりに勉強して、何とかできました。個人的にはいい社会勉強になりました。

## 2番

一番最初の率直な感想は、裁判員を番号で呼ぶというのはどうしても慣れません。人と話をするには、普通名前を呼んで話をやり取りしながら親密になっていくのに比べ、話し掛ける際も、何番さんと言った瞬間に一気に気分が下がりました。中身よりもそっちの方が慣れなくて、ちょっと戸惑ったということです。

全体的な感想としては、裁判なので、事実を、どこまで認定できるかというのを、本当に細かく詰めていくというところで、自分の生活の中で今までと比べても、物事に対して1個ずつ詰めていくというのは大切なのかなというのは感じ取れました。

もう一つ、私の中で、感情のコントロールみたいなものが難しいのかなと思いました。どうしても心情みたいなのが入ってくるので、事実だけ見てくださいと言われても、いろんな話をあちこちから聞いてくると、自分もあっちこちにずれてしまうところをうまく修正しながら臨まないといけないなというのは感じたところでは。

最後に、あとはチームで最終的な結論まで持っていったので、最終的には自分の納得いく、多分、皆さんも納得いくような判決になったのかなという感じです。

## 3番

私も1番さんと同じように、最初は本当に選ばれると思わずに来ました。その後、呼ばれても、更にそこからまた三十何名中何人ということで、そこには選ばれないだろうと思いつつも、万が一のためにということで5日間の仕事の段取りをいろいろしてきました。

あとは、実際、裁判員を経験しまして、午前中に選ばれて、午後は説明とかで終わるのかなと思っていたら、1日目の午後から早速法廷に行ってもらいますということで、大丈夫なのかなってものすごく不安には思いました。ただ、裁判長含め裁判官の方がいろいろ丁寧に説明してくださったおかげで、無事に5日間過ごせたのかなと思います。

また、裁判中は、座っている位置の関係だと思いますが、被告人とどうしても目が合ってしまうので、両隣の人も同じことを言っていました、不安になった部分もありました。

裁判員を経験して、いい経験をしたなとは思っております。その後は、新聞を見る場所が変わってきて、必ず裁判員裁判で今日やりましたというのが新聞に載ったりもするので、新聞も目を通すところ、ポイントが変わったなと思います。

#### 4番

やっぱり裁判員候補者に指名されたときに、何か断る理由を探したんですが、最終的には引き受けました。人を裁くというのは難しいなというように思いました。確かに検察官や、弁護士、裁判官に丁寧に説明していただいたり、こういう事実ですと最初に言っていただいたんですが、いざ証人尋問が始まると、何か話が違っていているような感じで、言っていることがちょっと違ってきていて、やっぱり時間が欲しいかな、突き詰めるのに4日間では時間が足らなかったかなというふうに思いました。さりとて、日数を延ばせというとなかなか現実には難しいと思いました。普段、裁判とかは、長いと何年かかかるので、そういう意味で、正確なところは何なのかなと突き詰めていくには時間が必要なのかなと思ったところが一番印象に残りました。

#### 5番

最初は、裁判員裁判ということは分かっていたんですが、選ばれるとは思っていませんでした、自分でどういうふうにしたらいいのかということが分かりませんでした。裁判のときに弁護士さんの声が小さくて、よく聞き取れないことが多かった

です。

6 番

私も、皆さんと同じように、最初は、まさか自分が選ばれるとは思っていませんでした。選ばれる可能性があるということを聞いたときも、まだ人ごとのようで、呼出状の文面を見て、文面が硬いので、やっぱりドキッとしました。でも、義務だから行かなくてはならないということで行きました。裁判所に入ると、予想していた雰囲気と違って、裁判所ってこんなにソフトに対応してくれるんだと思いました。裁判長さんも含めて、皆さん親切で、お茶まで用意してくださってという感じで、すごくリラックスができました。ただ、3番さんがおっしゃったように、その日に選ばれて、午後に、早速、裁判といったときには、何が何だか分からないし、裁判の法廷の中に入ることも初めてだったので、ちょっと足がすくむ思いがしました。その後は、検事さんの話は、やっぱり厳しいんですけど、被告人の気持ちも全部取り入れているんだとか、弁護士さんの方もすごく一生懸命やってくださるんだと、今回経験できたことで思いました。

あとは、被告人が目の前にいた、その顔とか、態度とかが、ずっとやっぱり、裁判員裁判を思い出すと、その方のことがポンと出てくるような感じです。でも、裁判長はじめ皆さんと心置きなく話し合いができたので、すごく納得できた裁判だったと、自分ではすばらしい判決が出たんだと思っているので、すごくいい経験をさせていただいたなと思いました。

司会者

今でも被告人の顔が浮かぶというようなことがあるのですか。

6 番

それはないです。そのときの表情が、穏やかな表情をされていたので全然ないです。ただ、裁判員裁判となれば、そのときのことがぱっと思い浮かぶということですね。

7 番

ちょっと6番さんとは違う感覚を持っていて、逆に今でも、あれでよかったのかって思っています。法に対する、そういうものが守られたのかとか、被告人のためにそれでよかったのかとか、そういうものを、夢にまでは出なかったですけど、やっぱり気になって、しばらくの間、控訴したのかな、判決は確定したのかなというのはすごく気になってました。だから、ちょっと、まだ、いまだに、あれでよかったのかなというのがあります。

司会者

あれでよかったかなと終わった後も時々思い返してしまうという方は、どれくらいおられますか。7番さん、そうおっしゃっていますけれど。それはあまりほかの方は、それはいいですか。

今でも時々、被告人の顔がぱっと浮かんでしまうということはいかがですか。

2番

ありますね。一番初めによく浮かぶのは、同じ名前の人ですね。確かにどこかで聞いたことがあるなとか、ああ、そういえば半年前の人と同じ名前だとかという形です。

司会者

ほかに、被告人の顔がぱっと浮かぶという方はおられますか

(挙手なし)

あと、今7番の方がおっしゃった、あの後、この判決はどうなったかなというのは、皆さん気になっておられますか。どうでしょう。

1番

私の場合は、話し合った結果だったんで、それはいいです。

司会者

今、午前中に選ばれて午後いきなりもう法廷にというのは、なかなか皆さんが、心の準備ができませんでしたというお話が多かったようですが、最近はほとんど選任手続の翌日に第1回公判期日にしていますかね。



## 裁判官

そうですね。やっぱりそういう意見も結構出まして、仕事の調整なども、事前につけるのは多分大変だろうというような、そういうこともあり、極力、別の日にできるものは、前の日に選任をして、その翌日くらいから裁判を始めようという方向へ変わりつつあります。

## 司会者

皆さんは、選任手続の翌日から裁判というのを経験されたわけではないのであれなんですけど、やっぱりその方が楽だろうなというような感じはお持ちですか。

### 6番

気持ちはその方が楽だなと思います。

### 7番

確かに準備期間みたいなのはあった方がいいとは思いますが。

### 3番

何分か時間を与えられて、その間に、職場に連絡してくださいと言われて、たまたま職場がその日代休だったので、上司の人に、自宅にいるところに掛けて、なかなかつながらなかつたりとかもしたので、やっぱり準備期間というのは必要だと思うんです。ただ、翌日ということになると、その日、一晩、明日からだとか思うことになると思うし、何だか分からないうちに午後から法廷に入った方が、案外、何かできるかもとほっとした部分もあるので、どっちもあるのかなというような感じがします。

### 2番

翌日になるんだったら、午前中に選任して、午後にレクチャーというか、準備期間として、法律とかで、法廷で使う言葉の説明とか、大体こういう感じで流れていきますよとかっていうのを、こういうところが一番聞いてほしいところだよというようなアドバイスがあってから、次の日に臨むのがいいのかなってという感じがします。

司会者

手続ガイダンスみたいなものが少しでもあるといいかなという御意見ですね。

2 番

そうですね。

(冒頭陳述について)

司会者

それでは具体的に審理について御意見を伺ってまいりましょう。最初に検察官が、起訴状を読みました。被告人が事実に間違いがないか意見を述べました。それについて弁護士さんが意見を述べました。その後で検察官が冒頭陳述というのをやったと思うんですけど、検察官、弁護人ですね、これから証拠によってどういう事実を立証しようとするのかというのを述べたと思うんですけども、御記憶はあるでしょうか。その冒頭陳述がどうだったのかということについて皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。

2 番の方と3 番の方は、一部事実を争っていた、しかも、焼損可能性とか供述の任意性とか、もちろんちゃんと丁寧な言葉で説明したと思うんですけど、かなり法律の専門用語にかかわるようなところが争いになっていたと思うんですけど、何が何のために争われているのかというあたりは、冒頭陳述のときにずっと頭に入ってきたかどうか。

2 番の方から、その辺をお聞かせいただいてもいいでしょうか。

2 番

ずっと入ったかというのと、ずっと入ってこないです。やはり一番最初の、午後一番で入ってやっていく中で、どこを理解して、一番重要だというふうにとらえるのが難しかったかなというところですね。抑揚というんですかね、言葉の、ここは多分言いたいことかなみたいな感じで押さえるようにはしましたね。

3 番

冒頭陳述なんですけれども、非常に話は分かりやすかったんですけれども、何分

素人なので、その話の中で、建造物損壊なのか放火未遂なのかというところでの争いで、そこには、どのくらい差があるのかそのときは分かりませんでした。あそこでちゃんと分かって聞けばまた違ったのかと思いました。後から段々この差を争っているんだというのが分かった感じですね。

司会者

何のためにこれは争っていて、そこでどんな差が出てくるというのは、どの辺で分かってきましたか。

3 番

みんなで、これ、何なんだろうという話をしたときに、裁判長から説明していただいて分かりました。

司会者

なかなか冒頭陳述だけでは難しかったということですか。

3 番

どんな差があるのかというのを含めてですけれども、話は非常に分かりやすかったと思います。

裁判官

そうですね。本来、冒頭陳述というのは、どういう事実を証明しますよという、そこを言うというのが基本とされていて、それが持つ意味とかというのは、最終の論告とか弁論という場面で話すのが基本だろうと言われていたんですけども、ただ、何のためにこういう議論をしているのか分からずに議論するとか、考えていくというのは非常に難しいところではありますので、この話がどういう意味を持っているのかということは、やはり最初のうちから分かるような形で説明した方がいいのかと、今の話を聞いていてそう思いました。

司会者

6 番さん、7 番さんが参加された事件では、弁護人がかなり工夫した冒頭陳述をしたというふうに聞いているんですけど、いかがでしたか。7 番の方。

7 番

あの公判は、弁護士さんがよかったです。みんなの目を見て話してたってというのが、すごく印象的でした。冒頭陳述で、検事さんの方は文章を読んでいるという感じでしたが、弁護士さんは、本当に訴え掛けてるっていう感じがして、すごくかっこよかったと思います。

司会者

色塗りの冒頭陳述メモだったんですかね。被告人の目から見ると、この事実がどう見えるのかというようなことをかなり丁寧に説明したというふうに聞いていますけど、そうでしたか。

6 番

はい。

司会者

その辺はやっぱり、冒頭陳述で何を弁護士が訴えたいかがよく分かりましたか。やっぱり冒頭陳述も、弁護人の工夫次第というところがあるかもしれないですね。

裁判官

分かりやすかったですね、確かに。

4 番

私のかかわった事件は、検察官の方は、時系列で、基本的に朗読していただいて、弁護士の方は、事実に争いはなかったので被告人の心情みたいなところを朗読しましたが、どちらも文章を読んでいただけだったんですけども、私からいうと、検察官の方の方が分かりづらかったという感じですね。それはなぜかというところ、事件についていろいろと話していただいたんですが、ここで何をしているかというところが、話の内容と書面に記載してある場所がちょっと見づらかったというところがありました。弁護士の方は、そういう事実はあまり書かなくて、心情の部分だけだったので、出てきているとそれなりには見えてくるということでしたので。工夫は検察官の方にしていただいたというふうに思います。

( 証拠調べについて )

司会者

冒頭陳述について色々お話しを伺いましたが、では、次に証拠調べの話に進んでいきたいと思います。まず冒頭陳述が済んだ後、検察官が請求した証拠ですね、供述調書などを朗読するという手続があったと思いますが、朗読時間についてどんなふう感じられましたか。朗読を聞いているときは、よく分かったのか、分からなかったのかということなどもお聞かせください。

1 番の方の事件では、全部通じると5時間近く、調書の朗読があったと聞いているんですが、いかがでしたか。

1 番

休憩といたしますか、間に休みが入って、かなり長かったんですが、内容自体は分かりやすく、簡素化するところは簡素化されていまして、主要部分の大筋というのは分かりました。

司会者

かなり長時間でしたけど、それほどつらいなということはないでしょうか。

1 番

言い方は悪いですが、テレビのドラマみたいで、飽きなかったと言ったら失礼ですけど、ずっと聞き入りました。

司会者

2 番、3 番さんの事件も比較的朗読の時間が長かったと聞いているんですが、どうでしたか。

2 番

記憶にないです。

司会者

ほかの方で調書の朗読について何か感想をお持ちの方はおられますか。

7 番

特には苦痛とか，そういうのは感じませんでした。

司会者

6番の方，7番の方の事件は，朗読時間が非常に短い審理だったんですね。証人，被害者も，被告人も，ずっと証人尋問で進めていった事件だと思うので，これがどうだったかを，6番の方と7番の方に伺わなければならないんですが，いかがでしたか。

7番

正直に言うと，検事さんは証人をいじめすぎだなと思いましたし，ちっちゃい穴をつつついているような感じがしました。それを必死に弁護士さんがフォローするみたいな印象がすごく残ってます。

6番

私は，そんな厳しい尋問だとは思いませんでした。

司会者

質問と答えがかみ合わなくて分かりにくいとか，そういうことはありませんでしたか。

(発言なし)

司会者

4番の方は通訳を介した尋問がされたと思うんですけども，その辺はいかがだったでしょうか。

4番

被告人は，ある程度日本語は分かっているんで，そんなに迷うことはなかったんですけども，ただ，通訳の方が日本語に直す，その日本語の音が随分聞きづらかったという話は出てました。私は近くにいたのでかろうじて聞こえたんですけど，ほかの方は，通訳の方は声が小さくて聞こえなかったねという話はしていました。

司会者

かなり被告人は日本語は分かっているけれどという感じですかね。

4 番

そうですね。一応通訳をつけました，念のためつけましたというレベルだったように感じました。

司会者

通訳が入ったから非常に分かりにくいということはなかったですか。

4 番

それは大丈夫でした。

司会者

2 番の方，3 番の方は，焼損可能性ということで，再現実験をした，科捜研の人を証人で聞いているので，専門家証人の尋問があった事件だと思いますが，専門用語が出てきて分かりにくいとか，そんなことはなかったでしょうか。

3 番

私は，ちょっとそっちの方をかじっているので大丈夫でした。

2 番

私は証人の科捜研の人たちが，自分で難しい言葉を言い直しして，言葉で意味をつなげながら言っていたので，意味は分かりました。ただ，証人尋問で気になったのは，弁護士さんの質問で，可能性を言われると，やっぱり厳しいんじゃないかなと思いました。例えば燃えてないものを燃えたかどうかというところの実験の再現をすることがあって，本当に燃える可能性がなかったんですかといったら，どんな事件でもないとは答えられないのかなというのを，質問されると，ここはちょっと，どっちとも言えませんかと言えないんじゃないかなって気になりました。

司会者

専門家証人で，特に，とても難しくて苦労したというような感覚はなかったですか。

2 番

ないですね。

司会者

もう少し証拠調べについて伺っていきたいと思うんですけど、1番の方はいかがですか。

1番

一番頭に残っているのが、モニターに死体や傷口がポンと出たので、男の私でもびっくりしたので、女性はかなりだと思います。まさかポンと出ると思わなかったもので、例の写真がポンと出されていったいどこの河川敷であったのかなと思いました。

司会者

包丁で刺されて川に捨てられていた死体でしたね。

1番

はい、そうです。

司会者

女性の方なんかは、やっぱり、多少気持ち悪くなったりという方はいらっしゃいましたか。

1番

そこまではいなかったんですけど、みんな驚いてましたね。

司会者

そういう遺体の写真をディスプレイするときに、検察庁としてはどんな配慮をしておられるのでしょうか。

検察官

検察官から一声なかったんですかね、そのとき。

1番

多少ありました。

検察官

一声あっても、見たことのない写真なので多少びっくりしたという感じですかね。



1 番

そうですね。

司会者

最初に一声は、掛けることにしているのですか。

検察官

必ず掛けています。真実発見という目的からすると、やっぱり写真で見てもらわないとという、検察官としてはそういう目的がありまして。だから、写真を示す必要があるから一声掛けて、写真もかなり少なめにしてたとは思いますが。

司会者

どんなふうに声を掛けているんですか。

検察官

私の場合は、今から御遺体の写真を映しますと、なので心の準備をしてくださいという感じで言ってから、では映しますねという、少し間を置くという。

司会者

それは、だけど、やっぱりということでしょうか。

1 番

そうですね。どんなものか分からないので、流れで見ると、おっとなることが。

司会者

ほかの方も、体験ではないんですけど、今の話をどんな感じで今お聞きになりましたか。本当に感想で結構です。

2 番

私なんかは、今言ったような話の流れで、死体が、遺体ですね。傷口とかがついているような話をして、状況を言ってもいいかなって思う。刺し傷だったら、その刺されているところなのか、抜いた後ぐらいの傷口だけが映っているのでは、全体的、部分なのか全体なのかという、ちょっとドキッてしちゃうかなと思います。

4 番

やっぱり傷口を見せるのは、どんな事件でも絶対に必要なんですか。

検察官

そういうわけではありませんが、例えば殺意が争われるという、傷口自体、そういう殺意を立証する重要証拠になる場合は絶対必要になります。

4 番

それを例えば言葉で説明するようなことは難しいですか。

検察官

そうですね。映画を見るのと本を読むのと全然違うのと同じで、実際に目で見て、あ、こんな傷口かというふうに、犯人がまさにそのときに何をやったのかというのが傷口を見て分かるということを、検察官として考えているので。どの事件でも絶対ということではないですけど、事件によってはありますね。

4 番

事件によっては出さないときもあるということですか。

検察官

そうですね、そのまま出さないためには、少し白黒に変えるだとか、色を少し変えるですとか、そういう工夫をすることになりますね。

司会者

この手の写真の出し方なんかは、公判前の手続である程度協議されているんですよね。

裁判官

そうですね。大体必要最小限のものにしますという回答をもらっていますけれども、何回も同じようなものが出てくるというのは、さすがにないですけど。ただ、やはりあいった写真を御覧になるのが初めての方しかおられないので、衝撃というのは出てきてしまうんでしょうね。

司会者

特に今回は刺された後、川の中にあったということで、損傷もあったでしょうか

ら、皆さんに本当に御負担を掛ける部分だなと思いますけれども、そういうところは必要最小限にという努力はしているということで御理解いただきたいと思います。

あと、立証で特徴的だったのは、また2番さん、3番さんになりますが、任意性の立証ということで、取調べの状況を録画していたDVDが取調べられたという事件だったと思いますが、これは御覧になってどんな感想をお持ちになりましたか。

2番

DVDを見る限り、その後、証言の中でも話をしていましたけど、自由な意思で話をしているというだけを映されているだけのDVDだったかなと思いました。基本的に自由に法廷でお話ししていたし、自由な発言で多分、自分の意思で話している話だという証拠を見せられたという感じですね。

3番

私も同じです。実際にあんなに丁寧に、言いたくないことは言わなくていいですからねってというような感じで丁寧にやっているんだなというので、かなり自由に話せるようにしてくれているんだなというのが分かるDVDでした。

司会者

今は、取調べ状況の可視化というのは、どの程度進んでいるんですか。

検察官

裁判員対象事件は、ほぼ最初から全部実施しているんですけども、他の事件も徐々にそういう対応になってきています。

司会者

あのDVDを見れば、もう自由な意思でしゃべっているのは一目瞭然という感じでしたか。やっぱりああいう取調べ状況を録画しておくというのは、とってもいいことだなということは感じられましたか。

2番

そう思います。

司会者

さっき4番の方が言うておられましたか、供述調書と法廷でしゃべることがちょっと違っているじゃないかというようなことがあったのでしたね。そういうのは、どんな感じでお聞きになったか、ちょっと感想をお聞かせいただけますか。

4番

被告人が逮捕された直後に娘に聞いた話では、母親のことを憎んでたんだみたいなことが供述調書として出てきたんですが、実際、娘さんが証人として出てきたら、そんなことは全然ないらしくて、母のことを許しているとか、随分違ってきました。感情の問題なので、取り調べる時期とか、その関係では証人の方がいいのかなと思います。あるいは被告人自体なんですけども、火を放ってから、供述調書での話と、実際に本人が話したことが若干違って、事実認定に影響するわけじゃないので、いいんですけども、例えばですが、それが事実認定に大きく影響あるものだったときに、果たしてこれでいいのかなという不安はあったんですよね。

司会者

今言われた、情状証人として出てきた娘さんが、最初はお母さんのことを、供述調書やなんかで見離したようなことを言っていたのが、法廷では、お母さんに対する思いが出てきたということだったと思うんですけど、その辺を4番の方は、どういうふうにお感じになって聞いておられましたか。例えば時期が違って、事件が終わって心が変わってきたのかなというふうにお聞きになったのか、調書の作り方に問題があるんじゃないかなというふうにお感じになったのか、その辺はどうでしょうか。

4番

時期の問題だと思うんですけども、逮捕された直後なので、放火の事実だけ聞かされると思ったらあまりいい印象は出ないだろうと。けど、半年以上たって、公判の前に、例えば弁護人の方がいろいろとお話をされた後で、法廷に立ったら違う印象になるだろうなあというふうなところはあって。なかなかその供述調書をもう

一回書き直すというのも難しいかと思うんですけども。

司会者

確かに、そういう意味では弁護士さんの弁護活動というのものもあるのかも知れませんがね。

弁護士

そうですね。私も、この事件担当じゃないので一般論になってしまうんですけども、やはり事件直後の方が感情としては激しい見方をする関係者が多いようです。しばらく時間がたってから改めて考えてみると、やっぱり親子だしとかというのは、私自身が体験したもので数多くあります。そういうことじゃないかなとは思いますが。

司会者

1番の方は、被害者参加で、遺族の方の意見陳述等があった事件ですが、それについてはどんな感想を抱かれましたか。

1番

被害者の身内の方だったんですけども、お話とかを聞かして、事情を聞くことができましたので、そういったことによって、気持ちは分かりました。

司会者

被害者のお母さんを聞いたんですかね。そこに感情移入してしまうということはないですか。

1番

若干あると思います。身内の方の心情を考えると、そういうところは出てきますが、両面から考えていきました。

司会者

今、法廷での証拠調べについて個別に幾つか伺いましたが、最後に全体的な感想として、もっとこういうところが聞きたかったとか、もっとこんなふうな証明の仕方があった方がよかったんじゃないかという御意見があれば伺ってきたいので

すけれども、どなたからでも結構ですので、ありましたらお願いします。

2 番

こういうふうにしたらいいなという感じで言えば、証拠写真とかを、途中、番号で言い始まる、写真の簿冊そのものが裁判官の方にしかなくて、こちらはその話を聞いて、先ほどの何番の番号っていうのはどの写真なんだろうということになる。本当に燃えたか燃えていないかというところをやり取りをしていたので、弁護人も検察官もどんどん白熱してきたので番号で言い始めたんでしょけど、聞いている方としては、状況とか証拠とかの写真とか何かをやるんだったら、そのものを見せたりしてから発言するようにしたら分かるんじゃないかなという感じはしました。

検察官

確かに白熱した段階で、写真がまだ出てもないのにということはあったかなという気もするんですけど、異議が出たり出なかったりするから。

2 番

異議もありましたね。

検察官

そういうことをしたかなという、責任を感じますね。

2 番

白熱して、例えば弁護側は弁護側でその証拠写真を調べる、検察側は、それはもっと前だよとかっていうような感じで、知っているから分かるような情報のやり取りとかっていうのはやっぱりあるので、時間の短縮でそれはしょうがないのかなというのはありましたけど、聞いている方としては、想像の中でやらなくちゃいけない。確かに弁護人の方がどこをやっているのか分からなかったのは多かった。今、いったいどこの話をしているんだっていう、最終的に違う写真の話になっている。

司会者

写真とか図面を示して尋問するというときの、みんなに分かってもらってやるというのがもう大原則なんですけれども、分からないときは裁判員の方に言ってもらっ

ていいんですよね。

裁判官

ええ。それはそうですけど、やっぱりなかなかそういうときにすぐ隣とかでないとなかなか言いづらいのでしょう。そういうところについては、本来、裁判長も配慮して、もうちょっと、どの写真が問題になっているか分かるように聞き直して言わなければいけないんですけど、こっちもつい、異議が出たりして、どうしようとかしてですね。やはりこれは法曹三者が常に聞いている人に分かるような尋問をしない限り何の意味もないという典型ですから、みんなでフォローしてやらなければとすみじみと思う次第でございます。

司会者

ほかに何か、全体的な証拠調べのやり方について御意見があれば、どうぞ。

検察官

放火の事件のときに、燃焼実験をカットして集めた映像を流したと思うんですけども、あれはもともとは写真だけにしようかと思っていたのを、より分かりやすくという意識でDVDの映像に変えたんです。印象としてはいかがだったのかと気になっていまして。写真だけで、燃えた写真を見ていくのと、映像として燃えていくのがまさに見えて、動いているのとでは、分かりやすさとしてはDVDでよかったのか、あまり自信は持てないですけど、印象を聞きたいんですが。

3番

私は分かりやすかったです。

2番

映像とかは、燃えているというところ、煙の出方とかは、そういう分かりにくいところですよね。写真で、たしかあの写真のときって、黄色の煙だとか白の煙とかってという言い方をしていたと思うんですけど、写真で、色とかを言われても分からないような、ずっと見えている映像であれば、黄色だの、白だのっていうふう言われても、黄色だな、白だなというのは分かると思います。

検察官

ありがとうございました。

司会者

ほかに、これはどうでしたかというのがあれば。

2 番

これは証拠の方だったか、冒頭の方だったかちょっと分からないんですが、もらった資料の中で、検察側の方はA 3、1枚にまとめられたような形での資料で、弁護人側が出されてきた資料というのは、基本的に読む分としての、6枚か7枚くらいだったかな。そういう形の文章できているんですね。どうしても短い時間で話を聞かなくちゃいけないというときには、どうしてもピンポイントで書いてある方だけの方に目がいって、6枚も7枚のやつ、速読じゃない限りは読み取れないですよ。だとしたら、私たちが、裁判員側は聞くのに力を入れるのであれば、簡略化したようなやつで、最初だけざっと目を向けて、あと聞ける。どっちも読み上げるのであれば、文章ですっと読み上げてくれるんだったら、両方同じような、大体ほぼ同じぐらいのベースの資料の提出じゃないと、どっちかに偏っちゃうのかなという気はしますね。ずっと6枚も7枚も読めない。

司会者

冒頭陳述ですかね。

裁判官

冒頭陳述も論告も同様のことだと思います。

(論告、弁論について)

司会者

次に、最後に論告ということで、検察官が、これこれは証明十分であると思います、求刑幾ら、これに対して弁護人が、こういう事情がありますから、寛大な判決をとというようなことを双方が述べた部分ですけれど、最後の双方の意見ですね、それについて特に印象的だったこととか、これは分かりやすかったけど、これは分か



りにくかったとか，こういうやり方がよかったとか，その辺について，皆さんの御意見であればお聞かせいただけたら思うんですけども。

7 番

弁護人の最終弁論がみんなの目を見て訴えてて，こうだからこう，こういう事情をくんでくれみたいなそういうふうに訴えることによって，訴え方がすごくよくて，ああ，だまされているのかな（笑）演技なのかなとか，そういう感じではいきましたけど，文章を読むんじゃなく，目を見て訴えるというのがすごくよかったです。

司会者

この弁護人は，弁論のときは書面はなしでされたんですね，たしかね。

7 番

そうです。そうすると，やっぱりどうしても，文章を見るだけじゃなくて，印象がちょっと変わった感じですよ。

6 番

弁護人の方が非常に被告人のことを一生懸命訴えていらっやって，家族の子供を思いやる気持ちとかが非常に伝わってきました。弁護士さんのおかげで勉強したんだなというような，気持になる弁護でした。検察の方は，当然，情状酌量を考えたとしても，これはいけないことなんだからということで，正当な主張でしたし，私はどちらもよかったですと思います。

5 番

私は，検察官の口調がちょっと強すぎるような感じがしましたね。

3 番

検察官の方も弁護人の方も最後まで一生懸命でした。検察官の方はずっと，最初の冒頭陳述からずっと話がつながっているなという感じがしたんですけども，弁護人は，先ほど2番さんがおっしゃったように，出してくる写真が間違っていたりなどが結構あったので，最後，一生懸命さはすごく伝わったんですけども，ちょっとどうかと思うところもありました。

## 2 番

私の方は、検察官が事実の話と言わなくちゃいけないので、どうしても、である調に近い話になっちゃうのかなと思いました。逆に弁護士さんの方は、どちらかという感情の中で訴え掛けている部分が多いのかなと思いつつも、感情に訴え掛けているところがどこなのか分からないという感じです。今3番さんも言ったように、ある一定の流れからどこに収束するという、収束地点が見えない話し方は、どこへ訴えているのかが分からないんですよ。確かに熱心に訴えてはいるんですけど、どこが一番訴えたいところなのか分からない、全体として分からなかったというのがありました。逆に、裁判員の人たちの心情の中に訴えるのであれば、本当にピンポイント、短い時間なので、ピンポイントのところに、ここっていうふうにしてもらった方が考える時間も絞られるかなと思いますね。

### 司会者

2番さん、3番さんの事件と6番さん、7番さんの事件が対照的な構図となったのかもしれませんがね。

## 1 番

事件の内容が違ってあれなんですけど、個人的な見解としまして、弁護された方が苦しうといえますか、よくできるなと思いつつ聞いていたんですけど。基本的には、両者分かりやすく、知識もないんですけども、分かりやすくお話ししていただいて、事件の内容とか、聞いていてよく分かりました。

(守秘義務について)

### 司会者

最後に、守秘義務について皆さんがどんなふうにお感じになっているのか。要するに、守秘義務の負担が皆さんにとってどれくらい重たいのかと。評議の中身というのは話しちゃいけません、公判廷で聞いたことは話してもどちらでも構いません。この辺の守秘義務についてなかなか理解できなかったとか、守秘義務があると思うと、とても気持ちが重いとか、そんなことは全然ないよとか、その辺の守秘義務に

ついてどんな感想をお持ちになっているのかをお聞かせいただけたらと思うんですけれど。

1 番

基本的に、自分から内容をしゃべったりする場所もないので、自分なりにしゃべらないように工夫しているとかいうのはないです。

司会者

こういうことは人にも話せたら楽になるなとか思うことというのはありますか。

1 番

私自身はないです。

2 番

私は1番さんと逆ですね。仕事であれば、周りの同僚だったり、上司とかに相談しながらある一定の方向を出していくという癖がついているので、自分だけの意見だけで、最終的にはもうその中の、9人には、話は聞けるんですけど、その前の段階で自分の発言というのを決めるに当たって、なかなかだれにも言えないというのは厳しいかなというのはありますね。

プライバシーもあり、まだ判決も出ていない中で、話が一人歩きしたらいけないというのがあって、自分の中である程度解決しないといけないというのはあるでしょうが、そこら辺は普段と違うので厳しかったです。

司会者

同じ裁判員の仲間とだけの間でしか議論ができないということですね。

3 番

私は、どちらかというところ、裁判員が始まる前の段階で、5日間休むかもしれないというんで、仕事上、100人以上相手にしている仕事なので、そこで言っているのかというのがありました。資料には、不特定多数の人に知られるふうな状況にしてはいけませんというようなことが書いてあったと思うんですけれども、仕事の相手が多いので、そこで言っちゃまずいよなと思って、数人にだけ言ったんですけれど。

ども、何で5日も6日もあるんだという話になってしまいました。そこで言えれば仕事の段取りがもうちょっとうまくいったんですけれども。終わってからは、裁判長から、裁判で話されたこととかはいいんですよと、公開されているので大丈夫ですよというふうに言われて、その一言だけでかなりほっとできた部分があります。

司会者

仕事を休むために必要な範囲で言うのはいいですよ。

裁判官

そうですね。

司会者

ただ、そう言われても人数が多すぎるかなというのがありますね。

裁判官

あまり100人というようなことは想定してない。

司会者

なかなかそこは今回思い悩まれたらうなと思いますね。その辺をもう少し具体的にお知らせする必要もあるんですかね。

3番

インターネットとかに公開するなどは書いてあるんですけれども、人数が多いから、インターネットで公開するのと似たような感じになっちゃうかなというようなところがあって。今、結構、皆さん、ツイッターとかブログとかやっているじゃないですか。その仕事関係の百何人のうちの誰かが、あの人はこうだよっていうブログとかに書きちゃったら駄目だよなと思ったので、言えないなと思ったりして、いろいろ考えました。

司会者

そのときは、裁判所に一旦問い合わせしてみようとかはお思いになりませんでしたか。

3番

自由に掛けていいのかわからなかったの。

裁判官

疑問点は、裁判員係の方でも受け付けていますので、連絡番号か何かがついていたかと思いますね。

司会者

今後裁判員裁判に参加される方で、そういう悩みのある方がいたら、何でも聞いたらいいよってお伝えしてください。

3番

仕事関係でポイントかなと思う四、五人に話したら、やはりそのうちの一人から、そんなことを話してはまずいんじゃないのと言われたこともあったので、まずかったかなと思ったこともありました。

4番

3番さんと同じように、不特定多数は駄目だろうなと思いながら、とりあえずは仕事に支障がある人たちには、申し訳ないって話をしたのですが、3番さんと同じように、これって言っていいのって、みんなに言われたので、そういう周知というものはされていないんだなと思いました。

裁判員をやったという、終わった経験もインターネット上に発信してはいけないのかなっていうことはちょっと考えてみたんですけども、もちろん思わぬところで副作用が出てくるかもしれないので、危険性を考慮するということもあるんですけども、今の時代で、裁判員制度なんかも身近にやっているような状態で裁判員やったよっていう人もつづやくというのが本当に駄目なのかなっていうところは疑問ですけども。

司会者

今、皆さんから出てきている問題は、具体的な事情をお聞きしないといまひとつよく分からないというように思います。あと、周りの方の守秘義務についてのとらえ方ですよね。周囲の方からそんなの言っちゃいけないんじゃないのって言われる

というのは、前回の意見交換会の際にもよく出ていましたので、その点の周知というのはもう少し必要なのかもしれないですね。

#### 裁判官

ポイントとなる四、五人の方に、仕事に必要な範囲で話すのは全く問題ないんですけども、そこが全く問題ないというところが、広く知られていないというところがまさに皆さんを悩ませたところで、そういう話ですね。

#### 6番

私は仕事をしていたときでしたので、上司に休む相談とかしました。でも、やっぱり業者さんがいたので、休まないといけないけど、どうなるか、駄目だったらそれでその日はちゃんと行きますよとか、ややこしい言い方をしてしまいました。現場に行かないといけないんですけど、きちんと理由が言えないので、選任されるかどうか分からないんだけど、行ってみないってということまでは言えなくて、ちょっとどうしても行かないといけないんだけど、その後行けるかもしれないから、そしたら会えますよとか、そんな感じで、約束をするのに、ちょっと困った思いがありました。

あと、裁判員裁判を経験したのよというのを言ったら、えーっていうふうに皆さんがびっくりされるんですよ。そんな身近にいたんだというので。だから、やっぱり言うのははばかられます。自分としては、機会があったら、ぜひ経験をした方がいいですよっていうことで言いたいんですけど、言ったら、まずいかなというような感じで、これは別に新聞に載っているぐらいなんだから言ってもいいはずなんだけどと思いつつも、何か言うのがはばかられるというような、そんなところもありました。

#### 司会者

裁判員の経験はいい経験でしたよというのを言っていたことは全く差し支えなくて。ただ、やっぱり守秘義務と言われて、言っちゃいけないのかなって、自分を縛っている部分があるのかもしれないですね。その辺はもう少し、周知をきちっ

としないといけないですね。

7番

やっぱり線引きっていうんですか、線引きのラインというのがどうしても難しいというか。例えば評議室の中で、事件に関連はしているけど、直接関係ないような雑談みたいなのも、周りの人に話していいのかみたいな、これって若干事件に関連しているから、話をしていいのかなとか、そういうのはありますね。線引きというのがちょっと理解できなかった。

司会者

ぎりぎりのところですね。

7番

直接、評議室に入っていなければ絶対に分からないようなことなのか、どうでもいい雑談なのかっていう。その辺の、極力、聞かれても、守秘義務だからみたいに突き返しちゃうというのはありました。

(これから裁判員に参加する市民の方へのメッセージ)

司会者

それでは、最後になりますけれど、これから裁判員を経験するであろう方たちに何かメッセージがあれば、一言ずつお願いできたらと思うんですけれど。

4番

確かに裁判員は負担になることは間違いないんですけど、これを経験することによって世の中の見方というんですかね、例えば殺人事件がありました、事件がありましたといっても、以前はそのまま流してたんですけども、表面しか見ない状況が一步深く考えられるようになったのかなというのは感じました。そういう意味でも、二度経験する必要はないかと思えますけども、経験するのも社会人としてはいいことなのかなというふうに感じました。

5番

私は緊張して、とても疲れたので、もう帰ったら寝るという状態でした。

6 番

それぞれ自分の考え方があり、それをまとめていく作業にもしっかり時間をとって頂けました。私も自分の意見を言えたり、人の意見も聞いて、そしてちゃんと聞いていただけたという、そういう思いがあるので、とてもいい制度だと思っています。皆さんに、声を大にして、ぜひ当たったときは、4日間ぐらいは何とか仕事を工夫して参加してほしいなと思っています。

7 番

選任されたらやってみるべきだとは思いますが、こんなこと言ったら恥ずかしいかなとか、素人丸出しだなとか思わずに、素人ならではの意見というのを恥ずかしがらずに言ってほしいと思います。

1 番

先日、どこかの裁判員裁判で、求刑以上の判決が出たということで、そういうニュースを見まして、普段なら全然気にしないことなんですけど、これに参加したことで、そういうのを多少気にするようになりまして、裁判員の方が参加して決めたことなんだから国民感情も反映された制度だと思いますので、検証していただいて、いい制度になっていただきたいと思います。

2 番

本当にぜひ参加してもらいたいですね。もし選ばれた方はやってほしいです。人を裁くところなので、どんどんプレッシャーがかかってきて、自分の発言にも責任を持たないといけないと思いました。また、いろんな見方とか考え方が、ここに来ればどんどん身についてきます。それを最終的に一つにまとめ上げるという短いプロセスの中でも、一つの成果物ができるといようなことも体験できるのは、すごくいいことです。

先ほどの守秘義務の関係でちょっと思ったのは、今回の意見交換会みたいな形で、発言者不特定な形で、評議でこういう話をしたんだよとやって逆に情報公開みたいなのをすれば、基本的に話してもいいよみたいな話になるんじゃないかというのを



感じたりしました。みんなが一番聞きたいのは、実際は、裁判員裁判はこうして、  
どういうふうな話があってとかっていう、そこが一番みんな知りたいところなのか  
なっていることを感じると、守秘義務の部分も見直す必要がある。そこを見直して  
いく上でも、いろんな意見がどんどん出れば世の中広がりが出るかなというふうに  
感じます。

司会者

評議室の中の意見までとなると、あの人はこんな意見を言ったということが、被  
害者とか、被告人に伝わってしまう可能性もあり、いろんな形で裁判員の方を守る  
意味でも、守秘義務をはずすのは難しいというところもあるところはあると思うん  
ですよ。

3番

裁判員をやったというのをその後何人かの人に言ったら、私は絶対やりたくない  
ということを周りの人が言うんですけれども、ニュースとかの見方とかも変わりますし、  
自分の発言も、責任の重さというのも考えるきっかけにもなります。質問と  
か、こういうところでしていいのかなとかっていうのも、裁判長の方が、それは大  
丈夫ですよ、質問してくださいというふうに言ってくれるので、本当に何の不安も  
なくできたと思いますので、ぜひ選任されたらやった方がいいと思います。この意  
見交換会も、ちょっとどうしようかと思ったんですけれども、ぜひやった方がいい  
ですよというのが言いたくて勇気を出して来たので、ぜひやった方がいいと思いま  
す。

(報道関係者からの質問コーナー)

司会者

どうもありがとうございました。

皆さん、裁判員としての経験を積極的にとらえていただけているみたいで、大変心  
強く思っております。本当に皆さんのおかげでうまく3年間乗り切れてきたと思いま  
すので、今回の意見交換会も大変参考になることだろうと考えました。どうもあ

りがとうございました。

マスコミの方のための質問タイムをとってありますので、どうぞ何かありましたら。

#### 共同通信

今日はありがとうございました。幹事社の共同通信です。

先ほど話に出てましたし、私自身も裁判を傍聴していて思ったんですが、例えば弁護士さんの声が小さいときとかいうのがありましたけど、途中で止めて、もう1回、声を大きくしてくださいとか言うことはできないんですか。

#### 裁判官

それは訴訟指揮の問題で、本来、これは小さいな、みんなに聞こえない、これはいけないなと思えば、これはもう聞こえるようにやってと、今までのが聞こえてなければ、それは最初からやり直してとか、いくらでもそれは言えるところなので、やはりこれは法曹として、実は当事者だけでなく、それに気付いた、裁判所として対応すべきところだろうというふうに思っております。

#### 読売新聞

本日はありがとうございます。

実際、皆さん経験された上でいろいろ思っていること、守秘義務があって嫌だったことがあったという方もいらっしゃったと思ったんですけども、今回、このような意見交換会があるというときに、やはりそういった言いたいことがあったりとか、聞きたいことがあったりとかして参加されたのか、どういった動機で参加されたのかなというのを、数名で結構なんですけども、意見を聞けたらと思うんですけど。

#### 7番

1つあるのは、判決が出て、その裁判が確定したのかどうか、全く情報がなかったもので、これを機会に聞けたらいいなくらいのがありました。自分では調べられなかったもので、会った機会に聞ければいいなというのはありました。

#### 司会者

控訴の有無や結論などが気になるけれども分からないというのは、こちらとしても反省点かもしれないですね。

3 番

私は、みんなに参加した方がいいよって一言伝えたかったのと、裁判員が始まるまでの間、自分が不安だったのもあるので、そういう守秘義務なんかも、そこまでは言っていないという、これからの人のためにそういうことを言えればと思って参加しました。

1 番

裁判の経験がなかった者同士が経験した後でみなさん集まって、本当にざっくばらんなどいいますか、感想というもの、そういうものを集めるじゃないですけど、ディスカッションするのかなと思ひまして参加しました。

読売新聞

今の質問と関連してなんですが、皆さん、自分の判決はどうなったのかっていう、その後、控訴したのか、確定になったのかっていうのは気になるものなんですか。

4 番

判決が気になるというか、その後の被告人がどうなったのかなというのがもっと気になりますね。審理の中でも、この刑でいいのかというのがいくつかあって、保護観察の妥当性みたいなところで、それを付けたのと付けなかったのがあって、どういうふうに違うのかなというところは知りたいなというところがあります。

司会者

確かに4番さんの事件は、保護観察をつけるかどうかとかをめぐって、どういうふうに今後の更生に生きるのかというあたりが、少し議論になった事件なんですかね。

6 番

その後のことは、やはり私の中にも、その結果被告人の将来はどうなるのかな、1年後、2年後、社会に出て行ったときどうなるんだろうって、それはやっぱり気

になりました。

読売新聞

やはり自分が関わったからこそ，そういうふうになるようになったんですね。

6 番

はい。

毎日新聞

今日はありがとうございました。

最後，判決を決めるとき，今までの過去の量刑の多数意見みたいのがあると思うんですけども，それにある程度，経験がないんで引きずられる部分もあると思うんですけど，その中で，どういうところに市民感覚を反映できたというような，達成感じゃないんですけど，ところを感じられたかというのを何人かに，ちょっと難しいテーマだと思うんですけども。

司会者

過去の量刑資料を，一つの資料としつつ，これに縛られず，どういう形で市民感覚を反映できたかなというあたりについて，なかなか難しい質問なんで言葉にしていだける方，どうぞ。

4 番

その人の生い立ちとか，周りがどれだけ支えてくれているかとか，どれだけ反省しているかという部分ですね。それを検察の方とか弁護人の方とかが言っていたり，本人や御家族の話なんかも聞きながら，裁判官の方のアドバイスも盛り込んだつもりではいるんですけども。どうですかね。

司会者

協議の中でそれぞれが皆さんいろんな意見が出て。

4 番

そうですね。やはり裁判員もそれぞれに経験がおありですので，それぞれの経験の中から最大限見いだせるものを意見として出した。

## 7 番

被告人は本当に真摯な態度で反省しているかどうか、そういうのを自分で見て、結局、反省しているんだとか、そういう、自分の目を見て自分の意見を言ったという感じです。

## 産経新聞

先ほど、皆様、裁判員を経験されたことで、例えば新聞をよく読むようになったとか、裁判員裁判に興味を持つようになったというお話があったんですけども、それ以外に、例えば生活の中で、実際に裁判員を経験したことで変化したこと、例えば今まで新聞を1紙しかとっていなかったけれど、2紙とるようになったとか、そんな変化というのがあったら何か教えていただければと思います。

## 2 番

私の場合、変化としては大きく分けて2つあって、1つは、事件、少なくとも下野新聞の事件とかという欄を見るようになりましたね。一定の基準、例えば放火関係のやつであれば、大体実刑が出たとかというような話だと、大体こういうふうな感じの流れだったのかなとか頭の中に逆に出てきますし。

もう一つは、理由なり原因というのでしょうか、何かをやったことに対しては必ずその理由があるんだろうというふうな形で見ようにはなりましたね。いいか悪いかは別なんですけど、例えばこういうふうな発言をしたというと、被告人と同じように、悪い方側にも、何かしらやったことに対する裏はあるんだろうなという形で見ようにはなりましたね。それは絶対にしない、子供と同じと言ったらいいんですかね。子供は子供なりに何かをすれば、何かしら理由があるのと同じで、悪くても何かしらあるだろうなという形で、それから判断するようになったというんですかね。頭ごなしな行動はなくなったと言った方がいいんですかね。

## 朝日新聞

今日はありがとうございました。

井上裁判長にちょっとお聞きしたいんですけども、これまで職業裁判官が裁いてき

た裁判をこういうふうに一般の方を交えて評議して、裁判官としてどういう効果と  
いうか、気づきだったり、発見だったり、どういう、この制度が始まって得られる  
ものがあったんでしょうか。裁判員の方には得るものがたくさんあると思うんです  
けど、裁判官の方にはどんなものがあったんですか。

#### 裁判官

裁判員の方と評議をしていると、国民の法感情、法意識というものを改めて実感  
します。裁判員裁判になって、裁判官裁判時代より量刑の幅が広がったと言われて  
いますが、それは、国民の法感情というものがこの事件においてどのようなものと  
して存在するかを目の当たりにし、職業裁判官としても考えを変えろというか、目  
を開かれるというところがあるからではないかと思えますし、自分としても量刑の  
幅が広がったように思えるところもあります。このように、国民の法感情、法意識  
というものを実感できるというところが裁判官として裁判員裁判になって得られ  
て一番大きなところかなと思います。

#### 下野新聞

同じように、今のことを検察の方、弁護士の方からお伺いできればなと思いま  
す。

#### 検察官

法廷で裁判員の方たちが証人の方や被告人にしてくる質問がものすごく参考にな  
っています。これまで検察官として固まった質問になっていたんだなと気付かされ  
ることが多くて、市民ならではの、なるほどねと思うような質問が本当によくあ  
って、検察官が聞くべき質問をされてしまったなと反省することもあれば、そうい  
う見方もあったんだなというふうに感じるものが本当に多くあって、私自身、裁判  
員裁判が始まって、検察官が準備などに掛かる時間がものすごく増えて大変になっ  
たという感覚はあるんですが、それによって得られるものって本当に大きいなと感  
じています。今、この裁判員裁判を、私自身は、法廷で検察官として携わることが  
できるのを非常にありがたいと思って感じています。

## 弁護士

私は経験が浅い弁護士ですので、裁判員以前との対比についてはなかなか難しいところがあるんですけども、裁判員裁判、実際やらせていただいています、1つは、先ほど検察官の方がおっしゃっていた、裁判員の方からの質問というのは私も意識するようにはしています。実際、こちらが見落としているようなところをフォローしていただくようなところがありまして、そういったところは非常に勉強になるというふうには思っています。

また、これは一般論として、ニュースとかでも非常に裁判員裁判というふうに出て、皆さんの意識が変わったかなと。これは本当に刑事事件だけじゃなくて、民事の相談とかを受けても、裁判員裁判だけの影響かは分かりませんが、皆さんの法律に対する意識というのはちょっとずつ変わっているんじゃないかなというところを思うようなところがあります。なかなか具体例は言いづらいんですけども。そういった意味では、裁判員裁判の下で法意識の高揚というのはなされているのかなというのは実感として持っています。そんなところですね。

## 司会者

予定していた5時になってしまいました。ちょうどまい具合に質問で、最後に法曹三者が発言する機会を作っていただきまして、記者の方に見事な司会していただいたようで、どうもありがとうございました。

それでは、皆さん、長時間、ありがとうございました。本当に裁判員として裁判に参加していただいただけでなく、こうした意見交換会にも、またお休みを取って来ていただいたということで、おかげさまで、大変充実した御意見を伺うことができました。我々も反省するところ、得るべきところ、たくさんございました。今日も本当に皆様に御協力いただきましたことを心から感謝いたします。皆さん、ますます周りの方に裁判員やってみた方がいいよという宣伝もよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上